

京都外国語大学・京都外国語短期大学は、建学の精神に基づく教育目標の実現に向け、学習者を中心とした適切な教育・研究活動及び効果的な管理運営体制を目指します。そのため、学長をはじめとする大学執行部・教員・法人部門含む事務職員等、職種ごとの特性を踏まえた組織的または個人的な資質向上の取組みを総称して、本学におけるスタッフ・ディベロップメント（SD）と呼び、これを実施します。また、授業の改善、カリキュラムの改善、教育・学生支援体制の整備・改革への組織的な取組をファカルティ・ディベロップメント（FD）と総称し、各学部・研究科等の専門性を踏まえ、別途これを実施します。

<SD・FDの実施方針>

- (1) SDの実施にあたっては、建学の精神や教育目標を踏まえながら、本学が別に定める「京都外国語大学・京都外国語短期大学が求める職員像」に基づいて、教職員一人ひとりのキャリアや職務に必要とされる能力を開発できるよう体系的に行うものとします。
- (2) FDの実施にあたっては、建学の精神や教育目標を踏まえながら、大学全体レベル、教育課程レベル、授業科目レベルの内部質保証が適切に推進されるよう、内容や対象者を検討しつつ体系的に行うものとします。

<SD・FDの推進組織>

- (1) SDの推進については、京都外国語大学学則第57条の2第3項及び京都外国語短期大学学則第49条の2第3項の規定に基づき、スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会を設置します。SD委員会の任務は次のとおりです。
 - ①SD活動の企画、実施、点検及び評価に関する事項
 - ②SD活動の調査研究に関する事項
 - ③SD活動の推進に必要な事項
 - ④前3号に掲げるもののほか、SD活動を円滑に実施するために必要な事項及び第1条に規定する目的を達成するために必要な事項
- (2) FDの推進については、京都外国語大学・京都外国語短期大学学則第20条第3項の規定に基づき、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置します。FD委員会の任務は次のとおりです。
 - ①全学のFD活動の企画・実施に関する事項
 - ②全学のFD活動の評価に関する事項
 - ③学科等が行うFD活動の支援に関する事項
 - ④授業アンケートの実施に関する事項
 - ⑤授業アンケート結果の管理・フィードバックに関する事項
 - ⑥FD活動及び授業アンケートに関する情報の収集と提供
 - ⑦FD活動に関連する他の委員会等との連携に関する事項
 - ⑧その他、FD活動及び授業アンケートに関する事項

<SD・FDの効果検証・改善>

SD・FDの各取組みについて、定期的にその内容・方法・効果等について検証を行い、その検証結果に基づいた改善を図るものとします。

附則

この方針は、令和3年12月6日から施行する。